

○河内長野市総合計画審議会条例

昭和 43 年 10 月 21 日
条例第 37 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、河内長野市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ河内長野市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は委員 50 名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者の中から市長が任命する。

(1) 市議会議員

(2) 一般住民

(3) 学識経験を有する者

(4) 市及び関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員は当該諮問に係る審議が終了したときは解任されるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 名をおく。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第 6 条の 2 会長が必要と認めたときは、審議会の所掌事務を分掌させるため、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は部会委員の互選による。

3 部会長は、第 1 項の規定によりその部会に分掌させられた事務を掌理し部会における審議の経過及び結果を審議会の会議に報告しなければならない。

4 部会長に事故あるときは、部会に属する委員の中からあらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は市長の定める課(室)において処理する。

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 4 月 1 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 30 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 26 日条例第 32 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。